

浜松市荒廃農地等利活用促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒廃農地の発生防止、再生利用を推進するため、荒廃農地の発生防止活動、再生利用活動を行う農業者や農業者組織等(以下「事業実施主体」という。)に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、国の荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知。以下「国利活用事業実施要綱」という。)、荒廃農地等利活用促進交付金実施要領(平成29年3月31日付け28農振第2203号農林水産省農村振興局長通知。以下「国利活用事業実施要領」という。)、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「国改善事業実施要綱」という。)、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知。以下「国改善事業実施要領」という。)、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「市交付規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国利活用事業実施要綱、国利活用事業実施要領、国改善事業実施要綱、国改善事業実施要領(以下「国実施要綱等」という。)において使用する用語の例による。

(交付対象及び交付率)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業及び交付率は、別表1に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 本交付金の交付を受けようとする事業実施主体は、次の書類により、市長が別に定める日までに、市長に申請しなければならない。

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 資金状況調べ(様式第4号)

オ 市税納付・納入確認同意書(様式第5号)

カ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者の場合)

キ 国利活用事業要綱第5の1の事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)及びその他国実施要綱等で定められた書類

ク その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 5 条 次に掲げる事項は、交付決定をする際の条件とする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、事業実施主体はあらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 交付金事業の内容の変更(施工箇所の変更又は事業量の 20 パーセントを超える変更に限る。)をしようとする場合

イ 交付金事業に要する経費の配分の変更(事業額の 20 パーセントを超える変更に限る。)をしようとする場合

ウ 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合

エ 事業実施計画を変更しようとする場合

(2) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならないこと。

(3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けず、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(7) 国交付金の返還措置が講じられた場合は、この要綱により交付を受けた交付金を市長に返還すること。

(8) 交付金事業の完了により事業実施主体に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(9) 市交付規則第 17 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の取り消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

(10) 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(交付の決定)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるものについては、交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する
ものとする。

(変更の承認申請)

第 7 条 事業実施主体は、第 5 条第 1 号の変更をする場合には、次の書類により、市長に
申請しなければならない。

- ア 変更承認申請書（様式第 7 号）
- イ 変更事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 変更収支予算書（様式第 3 号）
- エ 資金状況調べ（様式第 4 号）
- オ 国実施要綱等で定められた書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるものについては、変更承認通知書（様式第 8 号）により申請者に通知する
ものとする。

(実績報告)

第 9 条 事業実施主体は、交付決定された事業が完了したときは、次の書類により、市長
が別に定める日までに、市長に報告しなければならない。

- ア 実績報告書（様式第 9 号）
- イ 事業実績書（様式第 2 号）
- ウ 収支決算書（様式第 3 号）
- エ 資金状況調べ（様式第 4 号）
- オ 国実施要綱等で定められた書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第 10 条 市長は、第 9 条の規定による報告があった場合には、速やかにその内容を審査
し、適当と認めるものについては、交付確定通知（様式第 10 号）により申請者に通知
するものとする。

(請求)

第11条 事業実施主体は、第10条の交付確定があったときは、請求書(様式第11号)を、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 事業実施主体は、概算払を受けようとするときは、次の書類により、市長が別に定める日までに、市長に申請しなければならない。

ア 概算払請求書(様式第11号)

イ 資金状況調べ(様式第4号)

ウ その他市長が必要と認める書類

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第13条 交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 当該交付金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を交付金額から減額して報告すること。

(3) (2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた数を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第12号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。消費税仕入控除税額がない場合であっても、同様式により速やかに市長に報告しなければならない。

また、消費税仕入控除税額が明らかにならない場合は、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年3月10日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

(その他)

第 14 条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 21 日から施行し、平成 29 年度分の交付金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、浜松市耕作放棄地対策事業費交付金交付要綱は廃止する。

別表 1

事業区分	対象農地	事業実施主体	交付要件	事業メニュー	交付率及び交付額	国交付金相当分	市交付金相当分
A 国実 施要 綱別 表事 業区 分の 発生 防止 の助 成措 置を 受け る事 業	<p>対象農地は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2第1号の農用地区域の農地(以下「農用地区域内農地」という。)であること。</p> <p>(2) 農地法第32条第1項第2号に該当する農地であること。</p> <p>(3) 発生防止に要する費用が10アール当たり4万円以上10万円未満であること。</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業者</p> <p>(2) 農業者等の組織する団体(国実 施要領別紙1の第2の3に定めるものに限る。)</p> <p>(3) 民間事業者(国実 施要領別紙1の第2の3に定めるものに限る。)</p> <p>(4) 農地中間管理機構</p> <p>(5) 農業協同組合</p> <p>(6) 公社(地方公共団体が出資している法人。)</p> <p>(7) 土地改良区</p> <p>(8) 県知事</p>	<p>交付要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転によって荒廃農地の発生防止後、当該農地において5年以上耕作するもの(ただし農地中間管理機構は当該農地において5年以上耕作するものとみなす。)</p> <p>(2) 総事業費が2百万円未満のものに限る。</p>	<p>1 発生防止活動 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 発生防止活動 農地の障害物除去整地等</p> <p>(2) 土壌改良 障害物除去がなされた農地における土壌改良</p> <p>(3) 営農定着 営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適正確認等</p> <p>(4) 経営展開 経営相談・指導、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の充実</p> <p>2 施設等補完整備 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 基盤整備 ア 農業用排水施設 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 農道 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更</p>	右欄の計	<p>交付金の交付率は定額(事業費の1/2以内とする。ただし農業振興局長が別に定める場合にあつてはその率)とする。</p>	

		<p>が農林水産省地方農政局長等と協議して認めるもの</p> <p>2 上記(1)から(3)のものは浜松市の人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第295号農林水産事務次官依命通知)第2)に位置付けられた今後の地域の中心となる経営体であること。</p> <p>3 市税の納付、納入に滞納等がないこと。</p>		<p>ウ 暗きょ排水 暗きょの新設 又は変更</p> <p>エ 客土 農用地につき 行う客土</p> <p>オ 区画整理 農用地の区画 形質の変更</p> <p>カ 農用地保全 農用地の保全 又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 農業体験施設 市民農園に活用する場合に必要な区画及び遠路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休息施設(滞在施設を除く)等の整備</p> <p>(3) 農業用機械・施設 リース方式による農業用機械・施設の導入</p>			
B	<p>対象農地は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農用地区域内農地であること。</p>	同上	同上	<p>3 再生利用活動 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 再生作業 農地の障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良(肥料、有機質資材の投</p>	右欄の計	同上	<p>3の(1)のみを対象とし、事業費より国交付金相当分を減じた額(国実施要領別紙1第16(12))</p>

<p>の事業区分の再生利用の助成措置を受ける事業</p>	<p>(2) 農地法第32条第1項第1号に該当する農地(以下「1号遊休農地」という。)であること。 (3) 再生利用に要する費用が10アール当たり10万円以上であること。</p>			<p>入、緑肥作物の栽培等)等 (2) 土壤改良 上記1の(2)に同じ。 (3) 営農定着 上記1の(3)に同じ。 (4) 経営展開 上記1の(4)に同じ。 4 施設等補完整備 上記2に同じ</p>		<p>の賃貸料収入相当額を事業費に充当する場合は、その充当額を減じた額)の1/2以内かつ国交付金相当分の1/2以内。</p>
<p>C 国の耕作条件改善事業の助成措置を受</p>	<p>対象農地は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 農用地区域内農地であること。 (2) 1号遊休農地であること。 (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 事業実施主体は次に掲げる者とする。 (1) 農地中間管理機構 (2) 農業協同組合(国改善事業実施要領第2の1によるものに限る。) (3) 土地改</p>	<p>交付要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転によって荒廃農地の再生作業後、当該農地において5年以上耕作する者(ただし農地中間管理機構</p>	<p>農地耕作条件改善事業(荒廃農地の再生作業(農地の障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壤改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)等)に係る事業に限る。)</p>	<p>右欄の計</p>	<p>事業費から国の耕作条件改善事業交付金を減じた額の1/2以内かつ事業実施主体に交付される国の耕作条件改善事業交付金(再生作業に係る事業に限る。)の1/2以内</p>

<p>ける事業</p>	<p>第2項第1号の農地中間管理事業を重点的に実施する区域内の農地であること。 (4)再生利用に要する費用が10アール当たり10万円以上であること。</p>	<p>良区(国改善事業実施要領第2の1によるものに限る。) (4)農地所有適格法人及びその他団体(国改善事業実施要領第2の2によるものに限る。) 2 市税の納付、納入に滞納等がないこと。</p>	<p>は当該農地において5年以上耕作する者とみなす。) (2)総事業費が2百万円以上のものに限る。 (3)事業の受益者が農業者2名以上であること。</p>				
-------------	---	---	---	--	--	--	--

様式第 1 号

荒廃農地等利活用促進事業交付金交付申請書
(発生防止・再生利用・耕作条件改善)

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地
名 称
代表者 印
()

年度において、荒廃農地等利活用促進事業(発生防止・再生利用・耕作条件改善)を実施したいので、交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

金額 円

事業の目的

様式第 2 号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）
（発生防止・再生利用・耕作条件改善）

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

地区名	所在地	対象農地面積(a)	実施主体	取組内容

3 経費の配分

区分	総事業費	負担区分				備考
		国交付金	市交付金	県補助金	その他	
	円	円	円	円	円	
計						
交付申請額						

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 事業の成果（事業実績書の場合）

事業メニュー別計画書(様式第 2 号(別添))を添付すること。

様式第2号(別添)

事業メニュー別計画書

事業 メニュー	実施 面積	総事業費	負担区分				備 考
			国交付金	市交付金	県補助金	その他	
	a	円	円	円	円	円	
計							
交付申請額							

様式第3号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）
（発生防止・再生利用・耕作条件改善）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
国交付金 市交付金 県補助金 その他	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算 出 基 礎
			増	減	
1 発生防止 2 再生利用	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第 5 号

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(または所在地)

氏名(または法人名・代表者) 印

(明・大・昭・平 年 月 日 生)

荒廃農地等利活用促進事業交付金の交付手続きに伴い、浜松市荒廃農地等利活用促進事業交付金交付要綱第 4 条の規定により、市において、交付対象者の市税の納付・納入状況について確認し、必要に応じて確認内容を申請者へ報告することに同意します。

様式第 6 号

荒廃農地等利活用促進事業交付金 交付決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者名) 様

浜松市長

印

年 月 日付けで申請のあった荒廃農地等利活用促進事業交付金
については、浜松市荒廃農地等利活用促進事業交付金交付要綱第 6 条の規定によ
り、次のとおり交付決定します。

1 事業名及び交付決定額

事業名	交付決定額
荒廃農地等利活用促進事業	円

2 交付の条件

別紙のとおり

交付の条件

次に掲げる事項は、交付決定をする際の条件とする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、事業実施主体はあらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 交付金事業の内容の変更(施工箇所の変更又は事業量の 20 パーセントを超える変更に限る。)をしようとする場合
 - イ 交付金事業に要する経費の配分の変更(事業額の 20 パーセントを超える変更に限る。)をしようとする場合
 - ウ 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 事業実施計画を変更しようとする場合
- (2) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならないこと。
- (3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- (7) 国交付金の返還措置が講じられた場合は、この要綱により交付を受けた交付金を市長に返還すること。
- (8) 交付金事業の完了により事業実施主体に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 市交付規則第 17 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の取り消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかつたときは、市長の承認を受けなければならないこと。

ったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

- (10) 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

様式第7号

荒廃農地等利活用促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた荒廃農地等利活用促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第 8 号

荒廃農地等利活用促進事業交付金 変更承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者名) 様

浜松市長



年 月 日付けで変更承認申請のあった荒廃農地等利活用促進事業交付金については、浜松市荒廃農地等利活用促進事業交付金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり変更承認します。

1 事業名及び変更後の交付決定額

事業名	変更後の交付決定額
荒廃農地等利活用促進事業	円

2 交付の条件

別紙のとおり (様式第 6 号(別紙)を準用)

様式第9号

実績報告書

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地

名称

代表者

印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた
荒廃農地等利活用促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第10号

荒廃農地等利活用促進事業交付金 交付確定通知書

第 号
年 月 日

(申請者名) 様

浜松市長



年 月 日付けで実績報告のあった荒廃農地等利活用促進事業交付金については、浜松市荒廃農地等利活用促進事業交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付確定します。

1 事業名及び交付確定額

事業名	交付確定額
荒廃農地等利活用促進事業	円

様式第 1 1 号

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付金の交付の確定(決定)を受けた荒廃農地等利活用促進事業の交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地
名 称
代表者

印

振込先

金融機関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働 金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		支店 支所	出張所
	金融機関コード			
	預金種別	普通・当座	口座番号	
口座 名 義	フリガナ			
	氏名			

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地
名 称
代表者 印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた荒廃農地等利活用促進事業の交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
| 5 | 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 | | |
| | [| |] |
| 6 | 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 | | |
| | [| |] |